

(別表1-1)

1 世代交代円滑化タイプにおけるポイント表

No.	項目		ポイント
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{*1} について、担当機関・部署が明確になっている	3
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
		② ①に加え、GAP認証等を取得する ^{*2}	3
4	経営の発展	目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より	
		50ポイント以上高い	5
		40ポイント以上高い	4
		30ポイント以上高い	3
		20ポイント以上高い	2
		10ポイント以上高い	1
5	法人化	① 農業経営を法人化している又は事業実施年度内に法人化する	5
		② 目標年度までに農業経営を法人化する	3
6	家族経営協定を書面で締結している ^{*3}		1
7	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
8	データを活用した農業を実践する		2
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		2
合計（最大）			28

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

2 都道府県加算ポイント

- (1) 都道府県は、本タイプの実施を要望した者の数に3を乗じて得た数（直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあっては、3.3を乗じて得た数）を都道府県加算ポイントとして使用できる。
- (2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の1/2（小数点以下切り捨て）を上限とする。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

取組等の内容	ポイント（例）
県の振興作物の作付け	ナス（3点）、トマト（2点）、スイカ（1点）
県が推奨する研修機関の卒業	〇〇トレーニングファーム（2点）、県立農大（1点）
市町村負担の有無	有（2点）